

浜松陸上風力発電株式会社「(仮称)浜松陸上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和4年12月22日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)浜松陸上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、浜松陸上風力発電株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 静岡県浜松市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大50,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年10月 3日
環境大臣意見受理	令和4年12月12日
経済産業大臣意見	令和4年12月22日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

浜松陸上風力発電株式会社「(仮称)浜松陸上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

イ. 浜松市においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」(平成 28 年度及び平成 29 年度)も活用し、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、法規制や社会条件等により立地が困難なエリア等の区域を地図上に設定したゾーニングマップを公表しており、想定区域は、浜松市のゾーニングマップにおける「法規制や社会条件等により立地が困難なエリア(Aエリア)」、「立地には課題があり、地元等との調整が必要であるが、課題をクリアできれば、立地が可能となり得るエリア(Bエリア)」に存在している。このため、浜松市のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、浜松市等と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評

価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、地すべり等防止法(昭

和 33 年法律第 30 号)に基づき指定された地すべり防止区域、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地すべり、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」(平成 28 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区)、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、地すべり、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境及び河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、地すべり及び土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類、ガン類及びカモ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回及び第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「秋葉山頂のスギ林」及び「気田川明神峡のシイ・カシ林」が存在するほか、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたツルヨシ群集、ススタケープナ群集、シキミーモミ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域の一部が、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された天竜奥三河国定公園の特別地域及び森林法に基づき指定された風致保安林に重複しており、想定区域及びその周辺には、「秋葉神社上社」や当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「東海自然歩道線道路（歩道）」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見

込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の一部が、自然公園法に基づき指定された天竜奥三河国立公園の特別地域及び森林法に基づき指定された風致保安林に重複していること、想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された保健保安林、当該国立自然公園の利用施設計画に位置づけられた「東海自然歩道線道路(歩道)」等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。